

京都市消費生活条例施行規則別表（第2条関係）について、令和4年度に開催した京都市消費生活審議会の意見を参考に令和5年3月31日に改正、公示し、令和5年7月1日に改正京都市消費生活条例施行規則を施行しました。

1 改正前当時の京都市の現状と課題

- 平成28年及び平成30年には消費者契約法が、平成28年及び令和3年には特定商取引に関する法律（以下、「特定商取引法」という。）が改正されるなど、消費者の権利・利益の擁護に関する重要な法律が見直された。また、消費者契約法及び特定商取引法（以下、「消費者関連法」という。）の改正に伴い、**特定商取引法の一部執行権限を持つ京都府**においても同様の項目について、審議会での議論を踏まえ、令和2年度末に京都府消費生活安全条例施行規則の一部が改正された。
- 一方、京都市消費生活条例及び条例施行規則別表（第2条関係）で規定する「不適正な取引行為」は、消費者関連法で、消費者が取り消し得る、あるいは無効となる事業者の行為や、事業者が行ってはならない行為を定めた条項を基に規定しているが、改正消費者関連法との整合性を図るとともに、事業者指導等の執行に当たっては、京都府と連携していく必要があるため、見直しが必要となっていた。

2 消費者契約法及び特定商取引法

- **消費者契約法** ➔ 消費者が事業者と契約をするとき、両者の情報の質・量や交渉力の格差を踏まえ、消費者の利益を守るため、設けられた法律。不当な勧誘による契約の取消しと不当な契約条項の無効等を規定。
- **特定商取引法** ➔ 特定の取引類型（訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引など7類型）を対象に、トラブル防止のルールを定め、事業者による不当な勧誘行為等を取り締まることにより、消費者取引の公正を確保するために設けられた法律。
 - ① 違反した事業者に対しては、指示や業務停止命令ができる旨を規定
 - ② 消費者が意に反する契約によって不当な損害を受けないように、消費者による契約の解除を認め、また、事業者による法外な損害賠償請求を制限する等の消費者救済のための民事ルールを規定ただし、**①の法の執行権限（規制権限）は、京都市になく、京都府において一部有している**

3 京都市消費生活条例・条例施行規則

- 京都市消費生活条例（以下「条例」という。）第20条で、事業者は、消費者に商品等を販売し、又は提供する契約及び信用を供与する契約などに関し、第20条の各号のいずれかに該当する行為であって「別に定めるもの」を事業者が行ってはならない「不適正な取引行為」と規定。なお、**「別に定めるもの」は、条例施行規則の別表（第2条関係）に記載。**
- 事業者が条例施行規則の別表（第2条関係）に記載する不適正な取引行為を行った場合、京都市は、当該事業者に対して指導、勧告及び公表することができる。（条例第34条及び第35条）
 - ➔ 条例施行規則の別表（第2条関係）に不適正な取引行為を規定することにより、京都市も事業者に対する規制を行うことができるようになる。ただし、**法に基づく権限ではなく、条例に基づく権限。**

4 条例施行規則別表（第2条関係）改正までの経過

<第124回京都市消費生活審議会>

日程：令和4年1月25日

消費者関連法の改正により新たに規定又は規制された内容について、京都市による行政規制の対象として新たに定めるか否か、どのように対応していくか等について、消費生活審議会において議事に挙げ、意見を聴取した。

➡ 法律の専門的な視点から集中的に議論するため、消費者苦情処理部会で検討するように付託された。

<消費者苦情処理部会（全3回）>

日程：令和4年8月26日、令和4年10月3日、令和4年11月1日

京都市消費生活条例及び同条例施行規則の見直しに当たって、消費者関連法と京都市消費生活条例施行規則別表（第2条関係）を対比し、別表（第2条関係）の該当項目について改正の是非について意見を聴取した。

また、消費者苦情処理部会で聴取した委員からの意見を取りまとめ、消費生活審議会へ報告する資料の内容について確認した。

<第125回京都市消費生活審議会>

日程：令和4年11月28日

消費者苦情処理部会で聴取した意見を「報告書」（別紙1参照）に基づき審議会に報告し、さらにその内容について意見を聴取した。

令和5年3月31日

京都市消費生活条例施行規則を改正し、公示した。
(施行日は令和5年7月1日、改正内容は別紙2参照)

令和5年7月1日

改正京都市消費生活条例施行規則を施行。

5 改正における周知について

改正京都市消費生活条例施行規則の施行に併せて、市民及び事業者へ周知することを目的に、主に改正内容を記載した「啓発パンフレット」を作成した。

<周知方法>

- 各区役所・支所及び京北出張所、消費生活総合センターで配架
- 京都市情報館及び消費生活総合センター独自ホームページに公開